のにあっては、その火災警報が警報音並びに火災である旨の情報及び火災の発生を感知した場所を周知する音声（音圧及び音色が、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものに限る。）を組み合わせたものであること。 ［ニ・ホ　略］ （表示） **第四十三条**　感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。 一　感知器　次に掲げる事項 ［イ～タ　略］ レ　火災の発生した警戒区域を特定することができるものにあっては、「火災発生区域特定機能付」という文字 ソ［略］ ツ［略］ ［二　略］ ［2　略］	［ニ・ホ　同上］ （表示） **第四十三条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～タ　同上］ ［新設］ レ［同上］ ソ［同上］ ［二　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特定小規模施設　次に掲げる防火対象物又はその部分をいう。 イ　令第二十一条第一項（第三号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が三百平方メートル未満のもの ロ　令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が三百平方メートル以上のものにあっては、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十一条第一項第七号及び第八号に掲げる防火対象物を除く。）であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第五号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。） (1)　令別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物	（用語の定義） **第二条**　［同上］ 一　特定小規模施設　次に掲げる防火対象物であって、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。 イ　次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの (1)　令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物 (2)　令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物 (3)　令別表第一(六)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。） ロ　令別表第一（十）(六)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が三百平方メートル以上のものにあっては、規則第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。） (1)　令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物